

ジュエリーキッズ会員規約

本規約は、株式会社 KAM（以下「運営者」といいます）が運営するミュージカルスクール『ジュエリーキッズ』のレッスン受講に関する運営者と会員及びその親権者との間の契約内容を定めるものです。

【会員システム】

『ジュエリーキッズ』のレッスンを受講することができるのは、会員に限られていますので、受講を希望される時は、先ず入会手続が必要となります。但し、体験レッスン参加者を除きます。

1. 会員資格

次のいずれかに該当する者は、会員になることができません。

- (1) レッソンの受講対象者は、満 3 歳以上ですので、3 歳に満たないお子様は会員になることができません。
但し、お子様の成育状況により満 3 歳に満たないお子様でも運営者の判断により会員資格を認める場合がありますし、満 3 歳に達していたとしても会員資格を認めない場合があります。
- (2) 医師等により運動を制限されているお子様、またはレッスンを受講するための身体能力、成長状態に満たず、他会員のレッスン受講に支障が出ると運営者において判断するお子様は会員になることができません。
- (3) 会員の親権者が、自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員である場合、過去 5 年以内（入会申込み日を起算日として 5 年以内）に破産、民事再生手続開始の決定を受けたことのある場合、刑法および特別刑法等に該当する犯罪により有罪判決を受けたことがある場合、そのお子様は会員になることができません。
- (4) その他運営者において会員に相応しくないと判断した場合。

2. 入会手続き

- ① 会員になろうとする者の親権者（以下「申込者」といいます）は、本会員規約に同意の上で運営者指定の「入会申込書」に必要事項を記載し、運営者に提出することにより入会を申込みものとします。
- ② 入会を申込んだお子様と申込者は、運営者が指定する日時、場所において運営者の担当者と面接し、質問事項に誠実に回答するほか、次の書類を運営者に提出するものとします。
なお、申込者は、運営者から入会審査のために別途資料の提出を求められたときは、これに応じるものとします。
 - (1) 申込者の運転免許証又はパスポートの写し、ただし、その原本を提示すること。
 - (2) 申込者が運転免許証又はパスポートを保有していない場合、顔写真が添付された社員証、その他これに準じる身分証明書等の写し、ただし、その原本を提示すること。
 - (3) 前記 (1) 又は (2) のいずれも保有していない場合、健康保険証の写し及び住民票の原本、ただし健康保険証の原本を提示すること。
- ③ 運営者は、入会を拒絶する場合、その理由を開示する義務を負わないものとします。
なお、運営者は、入会を拒絶した場合、前②により提出された資料を、運営者の責任において

廃棄処分するものとします。

④運営者は、入会を承認したときは、申込者に対し、その旨を通知するものとします。

⑤入会承認の通知を受けた申込者は、運営者が指定する預金口座に入会金として金 20,000 円（消費税別）及びスタジオ設備費として金 12,000 円（消費税別）を振込送金するものとします。（特別キャンペーン等による割引時を除く）

なお、振込手数料は申込者の負担とします。

⑥入会金及びスタジオ設備費を支払った時点で申込者のお子様は会員資格を取得するものとします。

なお、理由の如何を問わず会員資格を第三者に譲渡することはできないものとします。

⑦会員資格の有効期限は特に設けないものとするが、会員が入会 1 年を超えて『ジュエリーキッズ』のレッスン受講を希望する場合は、有効期限満了日の前月末日までに「スタジオ設備費」として金 12,000 円（消費税別）を支払わなければならないものとします。（運営者が特別に承認し、スタジオ設備費の支払いを猶予又は免除する場合を除きます）。

以後毎年、入会月には同様の取り扱いとします。

3. 会員資格の喪失

①次のいずれかに該当する場合、会員は当然に会員資格を喪失するものとします。

(1) 前記「1. 会員資格」の (1) から (4) までのいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(2) 入会后 1 年経過時および以後毎年の入会月において「スタジオ設備費」を支払わず、運営者が指定した入金期限を徒過したとき。

②次のいずれかに該当する場合、運営者は、直ちに当該会員の会員契約を解除することができるものとします。

(1) 入会申込書に虚偽記載があったとき。

(2) 会員規約に定められている事項に違反したとき。

(3) 他の会員のレッスン受講を妨害したとき。

(4) 申込者が『ジュエリーキッズ』の施設を利用して公序良俗に反する行為をしたとき。

(5) 運営者または他の会員及びその親権者を誹謗中傷あるいは個人情報の漏洩などの迷惑行為をしたとき。

(6) 会員の親権者その他の親族が運営者の名誉または信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき。

(7) 会員又はその親権者等が【レッスンを受講するにあたっての注意事項】及び【スタジオ利用上の禁止事項】に違反したにもかかわらず運営者の指示に従わないとき。

(8) 他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為を繰り返し、スタジオの秩序又は風紀を乱したとき。

(9) その他運営者において会員として相応しくないと判断した場合。

③運営者は、①により会員資格を喪失したとき、又は②により会員契約を解除したときは、運営者は会員の親権者から受領した金銭の返金義務を一切負わないものとします。

4. 届出事項の変更

①会員は、入会申込書に記載した事項に変更があったときは、直ちに運営者に変更内容を通知しなければならないものとします。

②会員は、前①の通知を怠ったことにより、不利益をこうむり、または損害をこうむったとしても、何ら異議を述べないものとします。

5. 退会

①申込者は、会員である期間中、いつでも退会を申出ることができるものとします。

但し、当月の退会を申し出る場合には当月 10 日までに退会の意思を書面にて通知することとし、経過した場合には、翌月の退会とします。

②運営者は、会員が理由のいかんを問わず退会した場合において、入会金、スタジオ設備費、その他月謝の返還はしないものとします。

【レッスン受講条件】

1. レッスン日及び時間帯

年末年始及び運営者が指定する休講期間を除く毎週月曜日から日曜日の午前 9 時から午後 2 1 時までの間に、45 分間から 180 分間（個人レッスンの場合、30 分から 90 分）までのレッスンを実施します。詳細はジュエリーキッズ公式ホームページ掲載の「レッスン時間割表」を参照してください。尚、講師の体調不良その他緊急の所用により休講となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

尚、原則第 5 週目についてはレッスン休講となります。

2. レッスンの変更

①運営者が実施するレッスン内容は、ジュエリーキッズ公式ホームページ

<http://jw-kids.jp> の掲載情報および「レッスン時間割表」をご参照ください。

②レッスン受講希望者の人数、講師の確保の可否等を総合的に勘案してレッスンの内容を変更、または廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 振替受講

講師の都合により休講となった場合または会員及びその親権者の都合によりレッスンを受講できない場合、3～4 歳リトルスタークラスレッスン受講生を除き、その月内であれば他のクラスのレッスンに振り替えて受講することができます。

但し、受講できる定員人数が決められておりますので、ご希望のレッスンを振替受講できない場合もあることをご了承下さい。

また、当月になってグループレッスンから個人レッスンへのコマの振替受講は出来ないものとし、当月に個人レッスン受講を希望する場合には原則現金またはクレジットカード精算のみとします。

尚、レッスン開始時間を過ぎた後のご連絡の場合には原則、振替受講は出来ないものとします。

4. 休講

運営者及び講師のやむを得ない事情により、レッスンが休講となる場合がございます。また台風や降雪、地震等の自然災害により、各種警報が発令されている場合にはレッスンを休講とする場合がございます。自然災害を理由とした休講の場合には、上記「3. 振替受講」はできないものとします。

5. レッスン受講申込み

1か月単位で受講するレッスンの回数を決めたうえで月謝を支払っていただきます。

①月謝の申込方法

(1) 運営者は、会員およびその保護者よりレッスン対象期間の前月3週目の日曜日18時まで
に翌月のレッスン受講の申込みおよび変更を「レッスン事前予約シート」にて受付けます。

(2) 親権者はレッスン対象期間の前月末に、所定のレッスン費用をクレジットカード払いにて
支払うものとします。クレジットカードでの支払い方法は別途運営者の指示に従うものと
します。

また、真にやむを得ないと運営者が判断した場合に限り、前月26日（休日の場合には翌営業
日）までに翌月分の所定の月謝を運営者の指定する預金口座に振り込みにて支払うことを可と
する場合がございます。なお、振込手数料は、会員の負担とします。

(3) 月謝については、受講するクラス数に応じて次のとおり選択することができます。

受講費用については、ジュエリーキッズ公式ホームページ (<http://jw-kids.jp/price>) にて開示
する金額とします。尚、アルファクラス、総合ミュージカルクラスの月謝および個人レッス
ン受講費用についても上記ホームページにて掲載する金額とします。

(4) アルファクラス、総合ミュージカルクラスおよび各レベル別クラス受講時には、運営者お
よび講師が受講を認定し、別途に定める月謝を会員及び親権者が支払いをすることで参加を認
めることとします。

6. レッスン受講申込みの変更

(1) 月謝を支払った後に申込者の都合により申込みの内容を変更し、または解約することはで
きませんので、ご了承下さい。

但し、運営者が了承したときのみ変更することができるものとし、運営者は変更を了承す
るときは、その旨通知するものとします。

(2) 申込者が翌月のレッスンの受講クラス数を変更する場合には、その前月の第3週の日曜
日の午後6時までに運営者に受講クラス数の変更を「レッスン事前予約シート」書面ご提
出にて申し出るものとします。期限内にご提出ある場合には、クレジットカード引き落と
し金額は運営者にて自動変更をいたします。また期限を経過した後の申し出となった場合
には原則、翌翌月からの変更となります。

(3) 歌・演技等の個人レッスンの申し込みを行い、予約が確定した場合には、その後の予約
変更およびキャンセル、グループレッスンへの振替受講は出来ないものとします。

7. 休会

親権者および会員の事情により、1ヵ月間または複数月、レッスンを受講できない場合、
親権者は、「休会費（会員維持費）」として「6,000円（消費税別）」を5. ①(2)の期日・方
法にて支払うものとします。

【レッスンを受講するにあたっての注意事項】

1. 次のいずれかに該当するときは、レッスンに参加することはできません。

(1) 会員の発熱、怪我等によりレッスンを受講するのに適さない身体的・精神的状態であると
認められるとき、または、第三者に感染させるおそれのある疾病に罹患しているおそれがあ

ると認められるとき。

- (2) 入会後に医師等により運動や発声等のレッスン受講を制限されたとき。
 - (3) 他の会員のレッスン受講を妨害または不快感を与える恐れがあると認められるとき。
 - (4) 会員が講師または運営者の指示または指導に従わないとき。
 - (5) 会員が故意にスタジオ及びスタジオ内の機器類を毀損したとき、または毀損する恐れがあるとき。その他暴力行為に及んだとき。
 - (6) その他運営者においてレッスンの受講・参加が困難と判断した場合。
 - (7) 会員が故意に危険行為を行うとき、または第三者に危険を及ぼす可能性があるとき。
2. 会員の親権者その他の親族は、運営者が了承しない限りレッスンを見学することはできません。

運営者が指定する場所において、定められた時間帯に限り、レッスン状況を放映または見学を可とするすることがあります。レッスン中の録画・録音は禁止とします。但し、個人レッスンに限り、講師および運営者の承諾により録画・録音を可とします。

【スタジオ利用上の禁止事項】

会員及びその親権者は、スタジオを利用するにあたり、次の行為が禁止されていることをご了承下さい。

- (1) 近隣居住者に迷惑となる行為、または騒音を発生させること。
- (2) 廃棄物をスタジオ内および共用部分に放置すること。
- (3) スタジオ内は勿論のこと共用部分において喫煙すること。
- (4) 共用部分およびスタジオのある建物の周辺道路等に車両（自転車含）を違法駐車すること。
- (5) スタジオ内の電気設備以外の私物の電気製品を、運営者の電力にて許可なく使用・充電等すること。
- (6) スタジオ内及び共用部分を汚したり、共用設備又はスタジオ内の機器を毀損もしくは故障させること。
- (7) 洗面所、トイレなどの排水管が詰まるおそれのある固形物、粘性物、薬剤等を流すこと。
- (8) 共用部分の給水設備、コンセントを使用すること。
- (9) スタジオ内、エントランスホール、廊下、関連設備等の共用部分の利用に関し、管理規約または使用細則で禁止されている行為をすること。
- (10) 生命、身体、財産に損害を及ぼすおそれのある危険な行為をすること。またはその危険性のある物品または悪臭を発する物品をスタジオ内に持ち込みすること。
- (11) スタジオ内又は共用部分で物品販売（勧誘含む）もしくは宗教・政治勧誘すること。
- (12) その他上記各号に準ずる運営者が認定する禁止行為をすること。

【その他】

1. 会員規約の変更

- ① 運営者は、会員規約に定めている事項について、随時その内容を変更することができるものとします。
- ② 運営者は、会員規約を変更するときは都度、ジュエリーキッズホームページ (<http://jw-kids.jp/price/index.html>) 内に新しい会員規約を掲示するものとします。
- ③ レッスン料が変更された場合（税制改正含む）、レッスン受講申込み時のレッスン料が適用されるものとします。

2. 損害賠償責任

- ①レッスン通学・帰宅途中およびレッスン中または休憩時間内に生じたお子さまの不慮の負傷、お子さま同士のけんか等によるお怪我についての責任は負いかねます。本スタジオ施設内および通学中の盗難、人身事故、怪我、負傷および損害に対して、運営者はその責任の一切を負いかねます。
- ②【レッスンを受講するにあたっての注意事項】および【スタジオ利用上の禁止事項】に反し、結果的に発生した盗難、人身事故、怪我、負傷および損害に対して、運営者はその責任の一切を負いかねます。
- ③お子様に携帯させた現金及び貴重品が紛失又は毀損するなどの損害が生じたとしても、運営者は一切の責任を負いかねます。

3. 緊急災害時の対応について

- ①巨大地震等の天変地異、緊急災害が発生した場合には、親御様は速やかにお子さまのお迎えにお越しく下さい。当スクールは原則、施設内でお子さまをお預かりいたしますが、状況により港区が指定している広域避難場所である「有栖川宮記念公園」にお子さまを誘導いたします。
- ②講師、管理者は避難手順に則り、お子さまの安全のために最善の対応を心がけますが、万一の際には運営者は一切の責任を負いかねます。

以 上